

埼玉県民栄誉章事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県民栄誉章規則（昭和59年埼玉県規則第56号。以下「規則」という。）第7条の規則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 規則第4条に規程する表彰の対象分野は、おおむね次に揚げるとおりとする。

- (1) 音楽、文芸、美術、演劇、茶道、華道、その他の芸術
- (2) 漫才、落語、その他の大衆芸能
- (3) 囲碁、将棋、その他の競技
- (4) 柔道、剣道、水泳、野球、体操、その他のスポーツ
- (5) 登山、探検、その他の冒険
- (6) 発明、発見、その他の学術

(欠格条項)

第3条 表彰を受けるべき者が、刑事事件に関して現に起訴されている又は刑に処せられた（刑の消滅したときを除く。）とき、その他表彰が県民感情にそぐわないと認められるときは、表彰を行わない。

(被表彰者の選定基準)

第4条 被表彰者選定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 世界的規模の芸術コンクールで顕著な成績を修めたもの。
- (2) 世界的規模のスポーツ競技会で顕著な成績を修めたもの、又は公式の世界記録を更新したもの。
- (3) その他、広く県民に夢と希望を与え、潤いと活力のある社会づくりに貢献したと認められるもの。

(審査会)

第5条 知事は、被表彰者の選定に当たり、必要に応じて審査会を設けて意見を聞くことができる。

2 前項に規程する審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 若干名
- (2) 報道関係者 若干名
- (3) 県職員 若干名

3 審査会は、知事が招集する。

(表彰の方法等)

第6条 規則第5条第2項に規定する団体表彰の場合の対象者は、当該団体の主要構成員とする。

(栄誉章の規格等)

第7条 規則第5条第2項に規定する栄誉章の規格等は、別記1から3のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和59年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。